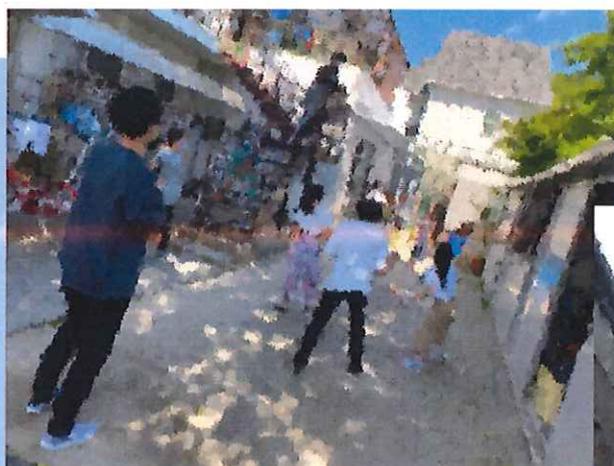


令和6年度 事業計画書



社会福祉法人 共生会 松風荘

目次

I. 理念と方針	3
社会福祉法人共生会 経営理念	3
社会福祉法人共生会 経営方針	3
松風荘の基本理念	4
松風荘の養護方針	4
今年度の重点方針	4
II. 施設の概要	5
III. 権利擁護	9
IV. 中期計画	9
V. 運営管理に関する事業計画	10
VI. 生活支援事業計画	12
・本園	13
・第一分園（パインツリー）	13
・第二分園（ツインリーフ松風）	14
・第三分園（風のき）	14
VII. 家庭支援事業計画	15
VIII. 自立支援強化事業計画	15
IX. 食生活支援事業計画	15
X. 心理支援事業計画	16
XI. 看護支援事業計画	16
XII. 委員会活動事業計画	17
<マニュアル委員会>	17

令和6年度（2024年度） 事業計画

<広報・ボランティア委員会>	17
<防災安全委員会>	17
<リービングケア委員会>	18
<人材委員会>	18

I. 理念と方針

社会福祉法人共生会 経営理念

当法人は設立の精神である「共生」の精神に則り、利用者と事業者が共に手を携えて支え合い、自立に向けて支援することを基本理念としています。

1 利用者の尊重

共生の精神に則り、利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

2 自立支援

利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

3 安心・安全な生活

利用者や家族が安心・安全な生活ができるよう支援します。

4 地域との連携

地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流につとめ、地域の福祉サービスの拠点を目指します。

社会福祉法人共生会 経営方針

利用者の権利擁護を中核に据えれば、経営のコンプライアンス・透明性・説明責任・公開性の確立は法人経営にとって不可欠である。そのために公認会計士による外部監査の実施、顧問弁護士による法の遵守の徹底、顧問経営コンサルタントによる経営の適正化を図ってきています。

1. 健全経営の実現

自己収入で支出し賄い得るよう工夫し、無駄をなくし、効率化に努め健全な経営を確立します。

2. 地域との連携

地域との交流の推進を図り、安心と信頼で結ばれる社会福祉事業の運営をします。

3. サービスの質の向上

利用者本位のサービスを実現するため、業務の標準化を図るとともに、それを最低基準として品質向上の鍵を握る職員のレベルアップを、業務を通して実現します。

4. 第三者サービス評価の受審

第三者サービス評価機関によるサービス評価を積極的に受審します。

5. 苦情解決制度の実施

苦情解決のしくみとして第三者委員を選定し、サービスのチェックを実施します。

6. 情報の公開

情報公開は説明責任として、個人情報保護法の範囲内において、インターネット上、文書による情報を提供します。

7. 責任と権限の明確化

組織として事業活動を実践しているという原点にたちかえり、職員各自の組織上の役割、権限、責任を明確にして、組織一体となって業務遂行にあたります。

8. 働きやすい環境

誇りをもって働きやすい法令遵守の職場環境づくりに努めます。

松風荘の基本理念

児童福祉法、児童憲章及び児童の権利に関する条約の精神に則り、児童の基本的人権を擁護し、福祉の増進をはかり、心身共に健康な人間の育成をめざして、自立のための支援を行います。

創始者積惟勝先生の施設養護への思いである「一人はみんなのために、みんなは一人のために」を一人ひとりの社会性や人間関係を豊かにするとともに、個別的な関わりを大切にしながら家庭的な施設づくり目指し、年齢に応じた配慮、細やかな配慮、思いやり等必要な事を伝えていく事を基本理念としています。

松風荘の養護方針

- ① 子どもたちの最善の利益を守り、発達成長を支援します。
- ② 愛情に満ちた環境の中で、安全で安心した生活を用意し、子どもたちの生活意欲を育てます。
- ③ お互いに認め、大切にしよう仲間作りをしながら、責任感・思いやり・助け合いの心を育てます。
- ④ 子どもたちの学習を支援します。中学生には高校進学、高校生には主体的な進路選択ができるよう援助します。
- ⑤ 社会的な人間関係の自立、社会生活の自立や卒園後の自活生活を支援します。
- ⑥ 体罰等の人権侵害行為を否定し、受容的なかわりを心がけ、心の痛みを受け止めた治療的な養護をめざします。
- ⑦ 学習指導や行事とともに参加してくれるボランティアやフレンドホーム（短期里親）は子どもたちの大きな支えとなっています。
- ⑧ 親との関係を密にし、ともに子育てをすることを大切にしながら、家庭復帰をめざします。
- ⑨ 児童相談所・学校・地域・関係諸機関との連携をとりながら子育てをします。
- ⑩ 「子どもの権利ノートを活用」「第三者による施設サービス評価の実施」「苦情解決制度の推進」などを通して児童の権利擁護の充実を図ります。

今年度の重点方針

「一人ひとりの子どもを大切にしよう」

- 子どもの意見を丁寧に聴き取る
- 言葉にならない子どもの気持ちを受け取る
- 日常に捉われずに様々な角度で子どもを支援する
- 立場に関係なく他者意見を聞く（心理的な安全性の確保）
- 児童養護施設で働いている原点を忘れない

II. 施設の概要

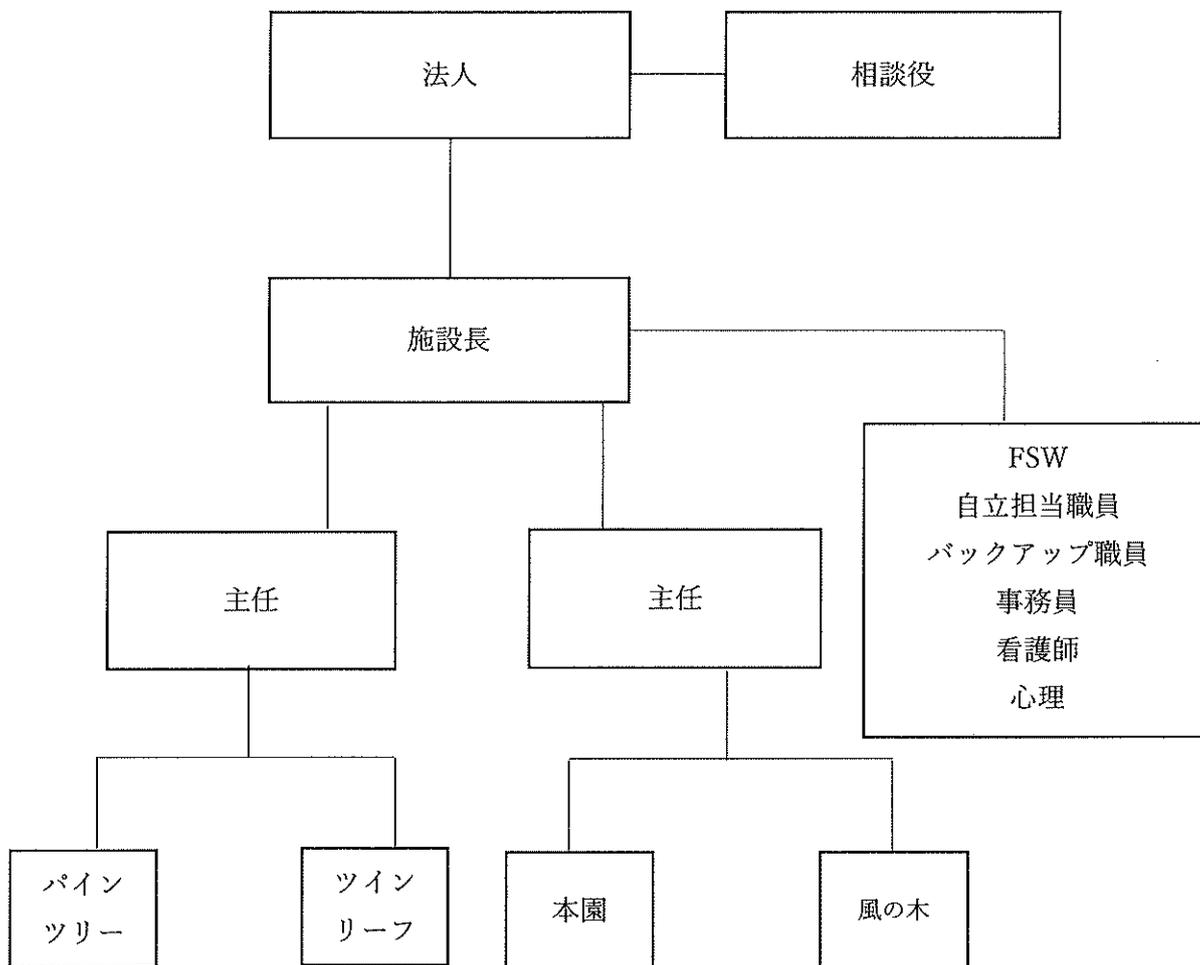
1. 施設の規模

	児童定員	職員	敷地面積	建物面積他
施設全体	30名	45名 (嘱託医含)		
本園	12名	24名 (内ケアワーカー8名)	462.8 m ² (約140坪)	340.423 m ² (約104坪) 鉄筋コンクリート2階建
第一分園	6名	5名+バックアップ 職員(兼)+主任他)	約257.67 m ²	234.96 m ² (71坪) 木造2階建 5LDK
第二分園	6名	5名+主任	251.43 m ² (約76坪)	211.57 m ² (64坪) 木造2階建 7LDK
第三分園	6名	5名+調理	193.82 m ² (約59坪)	144.91 m ² (44坪) 木造2階建 5LDK

2. 職員構成

施設長	1	主任(GHバック アップ兼務)	1	主任(FSW 兼務)	1	嘱託医	1
事務員	1	看護師	1	栄養士(非)	1	調理員	2
調理員(非)	5	心理士	2	保育士 指導員	21	自立支援 担当職員	2
家庭支援専門相談員 (兼1名)	2	個別対応職員	1	非常勤心理士	1	基幹的職員 (兼)	1
医療連携職員(非)	1	非常勤事務員	1				

3. 組織図



4. 職務分担表

職種	職務内容
法人相談役	○必要に応じて助言、及び指導を行う。
管理職	施設長 ○事業全体の目標、計画、進行管理 ○予算、決算、財務、施設整備(会計責任者) ○組織、人事の活性化、改善 ○行政機関、関係機関等に対して施設を代表 ○苦情解決責任者 ○防火管理者
	主任 ○事業全体の目標、計画、進行管理 ○組織、人事の活性化、改善、リーダー層の育成 ○児童支援に関するスーパーバイズ ○専門職の取りまとめ ○職員採用に関する業務 ○その他、施設長の補佐及び代理 ○職員会議、養護会議の司会進行 ○苦情解決担当(苦情受付者) ○その他施設長が必要と認めた業務
専門職	家庭支援専門相談員(FSW) ○自立支援計画作成への助言および進行管理 ○対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務 ○退所後の児童に対する継続的な相談援助 ○里親委託推進等の業務 ○児童相談所等関係機関との連絡・調整 ○ケース進行管理 ○外部の会議への参加 ○その他、施設長が必要と認めた業務
	自立支援担当職員 ○自立支援計画作成への助言および進行管理 ○学習、進学支援、就労支援等に関する社会資源との連携 ○高校中退者など個別対応が必要な児童に対する支援 ○施設退所者に対する継続的な状況把握及び自立支援のマネジメント ○外部の会議への参加 ○その他、施設長が必要と認めた業務
	心理士 ○ケースカンファレンスへの参加 ○子どもの心理面接、心理治療 ○心理治療プログラムの立案、実施 ○生活場面での子どもの状況観察および職員へのコンサルテーション ○その他、施設長が必要と認めた業務
生活支援	本園リーダー・副リーダー ○本園の生活担当職員の業務(日常生活に係わる業務)や労務(勤務表作成等)の管理 ○設備等の保守・管理 ○本園行事計画の立案実行を主導 ○実習生の受け入れに関する業務 ○新任、若手職員の育成に関する業務 ○学校、地域との連携に関する業務 ○職員の運転に関わる管理 ○施設の公用車の管理
	ホーム長 ○ホームを代表し、日常のホーム運営の責任者 ○ホーム職員の労務管理(勤務表作成等) ○ホーム児童に対する日常の生活支援を主導 ○ホーム行事の企画と実行の責任者 ○設備、備品の保守管理 ○ホームの事業計画の進行管理 ○ホーム職員の指導育成 ○学校、地域との連携に関する業務を主導 ○その他施設長が認めた業務 ○第三者評価の実施に関する業務(業者選定は施設長が行う)
	各拠点担当職員 ○自立支援計画の策定と実施 ○生活支援(食事の介助、見守り、マナー指導、季節や場にふさわしい衣服調整、居室や建物の環境整備等) ○学習支援(宿題の確認に加え、各児童に合った学習環境を提供) ○余暇活動(遊びの提供、公園への引率等) ○保健衛生指導(うがいや手洗い、検便の声掛け等) ○進路指導(学校選択に必要な情報提供や学校見学の引率等) ○健康管理 ○グループワーク(行事、子どもの自治的活動) ○学校との連絡調整、PTA活動への参加 ○地域活動への参加(補導員、町内一斉清掃) ○保護者への連絡(FSWの指示後) ○児童の居室及び物品の管理(文房具や衣料等) ○文書管理(育成記録、養護日誌等)の整備 ○防火管理、災害対策の実施(防災計画策定、防災訓練の計画と実施) ○アフターケア
	GHバックアップ職員 ○グループホーム専任職員からの相談対応及び助言・指導 ○各種情報収集・提供 ○緊急時対応・支援 ○グループホーム等の運営に必要な支援○預り金(児童手当等)○その他施設長が必要と認めた業務
食生活	栄養士 ○献立表の作成 ○嗜好調査の実施
	調理員 ○給食調理 ○おやつ作り ○食品倉庫、調理室の管理 ○その他、施設長が必要と認めた業務○食数管理○食材の発注に係わる業務 ○食材費の計算
事務員	○行政への申請 ○出納責任者 ○小口現金取扱者 ○経理、財務業務 ○庶務業務 ○施設長補佐 ○労務管理 ○契約に関すること ○その他、施設長が必要と認めた業務
看護師	○看護師としての業務 ○児童通院付き添い ○職員健康診断予約及び健康管理 ○予防接種の予約及び管理 ○契約に関する事 ○検便(職員・児童)
医療連携職員	○児童予防接種の管理 ○児童通院付き添い ○予防接種の予約 ○児童健康診断予約及び各学校との連絡 ○実習生に関わる業務 ○その他施設長が必要と認めた業務
嘱託医	○医師としての業務 ○かかりつけ医

5. 会議

会議を施設運営の中心に据え、会議ごとの目的達成に向けて参加する職員が協力する。

会議の種類と目的等一覧

名称	目的	参加者	開催頻度	備考
職員会議	松風荘に関するあらゆる事項を議題とし、意志決定と承認を目的とする	全職員 (非常勤職員、嘱託医師を除く)	月一回	
運営会議	施設運営に係る重要案件（予算、人事等）や将来構想を検討協議する。施設運営に係る案件について検討協議する	管理職・施設長が必要と認めたもの	月二回（第一・第三金曜日）	（原則2時間程度）
支援会議	職員会議・養護会議前に子どもに係る案件等について、検討協議する	管理職・各拠点リーダー・施設長が必要と認めた者	月二回（第二・第四火曜日）	
養護会議	児童の支援に係る事項や全体行事計画を検討協議する	管理職、専門職、生活支援担当職員・施設長が必要と認めた者	月一回（第四木曜）	ケース会議を含む
生活支援会議	児童に関する情報共有や生活上の諸課題についての検討を目的とする。	生活支援担当職員、専門職	月三回	原則、職員・養護会議の午後
食生活会議	食生活を担う中で必要な情報を共有し、検討課題について協議する。	調理員、本園リーダー（または副リーダー）、管理職	月一回（第二水曜）	献立会議
心理会議	心理面談や心理個別対応の情報共有を行う	心理職・家庭支援専門相談員	月一回	
専門機能会議	医療的に困難なケースを小児科医を中心に協議する	看護師・心理士・生活支援員・管理職	月一回	不定期開催
カンファレンス	外部講師を招き研鑽を積む	管理職・専門職・生活支援員 理職	年四回	心理・SW研修
ミニカンファレンス	小児精神科医を講師として招き研鑽を積む	心理職・各グループ生活支援員	年三回	
各種委員会	定期的に委員会を開催し、専門性を高める	生活支援職員	隔月開催	養護会議と同日
特別委員会	人材育成についての話し合い	管理職・専門職・運営委員会より指名を受けたもの	不定期開催	

Ⅲ. 権利擁護

権利擁護という視点で見たとき、児童養護施設は入所している児童とその家族にとって最後の砦ともいわれる。子どもの貧困や児童虐待、ドメスティックバイオレンスなど、入所以前の暮らしの中ではその人権が著しく蹂躪されていたケースが多い。児童養護施設が権利擁護を基盤とした支援を展開する事が求められているのは、こうした背景にもよる。

職員の人権意識を高める取組み

①4月の職員会議では、全国養護施設協議会児童部会が作成した倫理綱領を読み合わせる。

②全国社会福祉協議会が作成した「児童養護施設のための人権擁護チェックリスト」を実施。（個別年2回。各拠点1回）
権利擁護を進めるための仕組み

①入所児童やその家族からの苦情に対応する為に、苦情解決のしくみ実施要項を定める。第三者苦情解決員の方には、入所児童と交流の機会を設けるなどして、子どもたちの生活の様子をみていただき、担当職員や施設長との懇談の時間を設ける。

②児童が意見を表明する場面を設定する。（家族会議、相談箱の活用＝意見表明権の明確化）

◆苦情解決責任者

施設長 村松信知

◆苦情受付委員

主任 横田耕平

◆苦情解決のための第三者委員

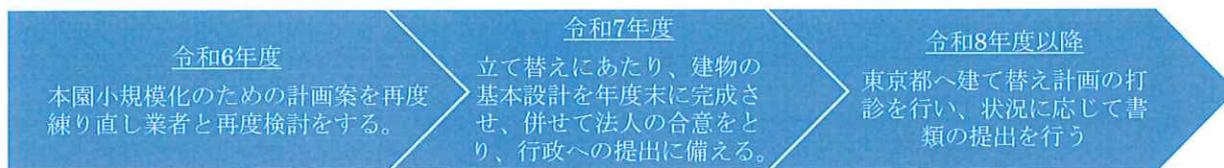
真野照英氏(司法書士) 西山知津子氏(児童委員) 東 宗徳氏(医師)

Ⅳ. 中期計画

1. 本園建て替え工事について

本園は昭和42年に建てた鉄筋コンクリート2階建てであり、平成16年に大規模修繕を行い、耐震補強はなされているが、壁の落剥など老朽化が激しい。建物の構造も当時の基準であるので、本体の定員は、グループホームを出す事によって減ったが、小規模化への改築・変更は現状の建物では難しい。

松風荘は、本園の建物の完成を持って、施設の小規模化がなされる。法人との協議、東京都からの補助金を待って、建て替え工事を検討していきたい。

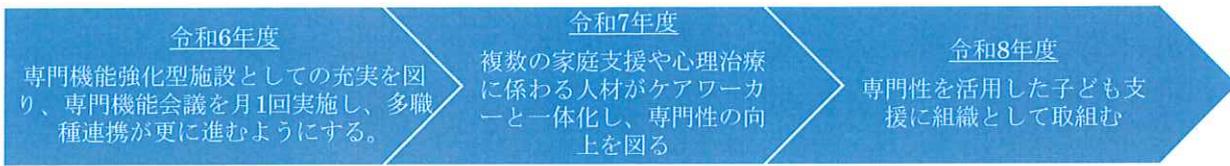


2. 人材育成

地域分散が進んだ施設では、各グループの責任者（チームリーダー）養成と職員のスキルアップが必要となる。小規模化した養育単位での子どもの育ちを理解し、チームアプローチを実践できるような人材の育成に努める。そのためには、職員個々に求める業務や必要なスキルを、OJT、OFF-JTを実施し、育成に努めると同時に養育の質の向上を目指す。又、育成にあたる職員の研修を実施する。

3. 専門機能型児童養護施設としての組織力の向上

家族再統合や心理治療など、専門性を高める手段として外部講師を招き、ケースカンファレンスを年4回実施し、取り組みを活性化させ、検討力を養う。更に実践力を鍛えるために年4回、小児精神科医との拠点毎のカンファレンスを実施する。



V. 運営管理に関する事業計画

①事業計画と予算の運用

職員による事業総括をもとに、新たな事業計画をたて、計画に見合った予算を作成し運用する。

②危機管理体制の整備

ヒヤリハットの収集と会議での報告を通して危機管理意識の向上に取り組み、事故予防対策を施設のシステムとして構築する。

③施設サービス評価事業の実施

第三者機関によるサービス評価を受審し子どもの権利擁護と生活の質の向上を図る。また、評価結果の公表により、施設運営とサービス提供の透明性の確保を担保する。

④苦情解決のための仕組みを活用

苦情は、サービス向上のスタートと捉え、子どもの権利擁護とサービスの向上を目的として実施する。入所児童とその家族からの苦情を受け付け、解決に向けて第三者委員会を常設する。第三者委員には、子どもとの夕食会を通して話しやすい関係性を養う。

○第三者委員の氏名等：・真野照英氏（司法書士） ・西山千津子氏（児童委員）
・東 宗徳氏（医師）

○第三者委員との交流：5月から6月にかけて本園にて実施
10月から11月にかけてグループホームにて実施

⑤自立支援計画の策定と評価

児童相談所との機関連携や施設内での多職種連携を通して丁寧にアセスメントし、支援計画を策定する。また、子どもとその家族の状況は、成長や社会的、医療的要因によって刻々と変化する事から、常に見直しが出来るものとし、半期に一度（10月に）は、全ケースを対象に支援計画の見直しを行う事とする。そして、3月には年度末評価を実施する。

○策定に向けた手順



⑥職員健康管理の推進

健康診断を年2回実施。健康の自己管理を目的とした衛生推進会議に講師を招き年1回開催する。

○令和6年度のテーマは、「職員のメンタルヘルス」とする。

⑦福利厚生

互助会により、歓迎会を実施するなど、新型コロナウイルスの状況に応じて、福利厚生を図る。また、インフルエンザ予防接種に係る費用は施設負担とする。

⑧職員研修・学習会の充実

職種ごとの研修に加え、児童養護や児童虐待といった実践的テーマはもちろんのこと、子どもの貧困や子育て支援といったテーマも含め、施設全体の養護内容を豊かにするために園内外の研修や学習会に職員を派遣する。研修担当が派遣案を作り、施設長がこれを了承する。または、職員自らが希望する研修への派遣を申し出る事が出来る。社会的養護処遇加算対象研修派遣は、施設長からの業務命令に従い参加する。コロナ禍にあり、状況に応じてオンライン研修での参加を昨年度同様、実施する。

⑨ハラスメント対策について

社労士を招き研修を実施する。

○外部研修派遣計画

月	研修名	主催者	参加者
4月			
5月	法人新任研修	社会福祉法人共生会	新任職員・施設長
6月	基幹的職員研修	東京都	経験10年以上の職員
	東社協新任研修対面・Zoom)	東京都社会福祉協議会児童部会	新任職員
7月	関東ブロック施設長研究協議会	関東ブロック児童養護施設協議会	施設長
8月			
9月	児童養護施設指導者研修会	子どもの虹情報研修センター	中堅職員
10月	チームリーダーとスーパービジョン	東京都社会福祉協議会	中堅職員
11月	高機能・多機能化等人材育成研修	東京都社会福祉協議会	新任職員
12月			
1月	児童部会中堅研修(オンライン・対面)	東京都社会福祉協議会	中堅職員
2月			
3月			

その他、年1回の研修を踏まえ随時参加を促していく。

VI. 生活支援事業計画

① 児童対応

取り組み目標
1. 子どもの表れを見逃さずに発信や行動に関心を持ち、丁寧な支援を行なう。 2. より家庭に近い雰囲気での生活を送りながら心身ともに健全な発育を促す。 3. 安心・安全な生活場を保証し、プライベート空間の確保を行う。 4. 発達に偏りがある児童や心理ケアの必要な児童に対し、治療的支援を行なう。 5. 自立に向けた知識・技術を獲得する。
取り組み方針
1. 児童には個別対応を行うことを念頭に置き、些細なことでも報告・相談・記録に記入し朝の打ち合わせで共有をおこなう。 2. 職員との信頼関係を築き、生活体験を充実する。 3. 中高生には個室を確保する。入室の際はロックして入る、他児を許可なく入れないなどプライバシーに配慮し、死角の把握、不適切なかかわりの防止を行う。適宜、巡回を行い見守りを強化する。 4. 専門機能会議を実施し、児童小児科医、看護師、心理士を中心とした間接的な支援を強化する。 5. 丁寧なアセスメントを行い児童の意志を尊重しながら、個々に合った自立支援を行なう。

② 家庭との交流

取り組み目標
1. 児童の意向をくみ取りながら家族再統合を目指す。 2. 面会・帰省・交流後の児童の表れを注視する。 3. 家族交流のできない児童への支援を行う。
取り組み方針
1. 家族に対する思い、気持ちを丁寧なヒアリングを行い聴き取っていく。家族の状況も適宜伝えていき再統合へのケースワークを図る。 2. 家族交流は前後の児童の発言だけでなく、行動も見逃がさず、児童相談所への情報提供、協働を図る。 3. 入所前の情報を集めたりや生い立ちの整理を通じて、28条ケースであっても児童の家族観への再構築を図る。

③ 学習対応

取り組み目標
1. 家庭学習による学力の向上を目指す。 2. 社会経験を積み、社会性を養う。 3. 職業に興味を持ち、様々な進路選択ができるよう支援をする。
取り組み方針
1. 家庭学習を中心に学力向上を図り必要に応じて塾や学習ボランティアの活用をする。長期休みには個々の学習能力に合わせた学習教材や学習環境の整備を行う。 2. 未来種まき委員会等の支援団体の職場体験、アルバイトなど社会との繋がる機会を増やしていく。 3. 基礎学力の向上から高等教育への進路を図れるよう、様々な職種・業種に触れる機会をつくる。

④ 行事

取り組み目標
<ol style="list-style-type: none"> 1. 家族会議を通じて主体性を養う。 2. 児童主体の行事運営を行い、思いやりと自主性を育む 3. 様々な経験・体験を通じ豊かな生活を送る。
取り組み方針
<ol style="list-style-type: none"> 1. 学期ごとに家族会議を行い目標、要望等を児童とともに話し合いをおこなう。 2. 全体行事の企画に児童の意見をいれ、拠点を超えた施設としての一体感を作る。 3. 個々の希望に沿った行事を行い、知識・知見を広げる。

⑤ 業務・連携

取り組み目標
<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康で安心した生活を送る。 2. 避難訓練や備品管理を徹底し災害に備える。 3. 職場環境の整備を進める。
取り組み方針
<ol style="list-style-type: none"> 1. 看護師、医療連携職員が中心となり予防接種や健康管理に留意する。 2. 火災・地震・夜間などを想定した訓練を行い、備品の管理、職員周知をおこなう。 3. 職制に関わらず施設として児童の養育にあたり、多職種の意見も取り入れながら職員間連携を強化をする。

・ 本園

取り組み目標
<ol style="list-style-type: none"> 1. 自分の家としての意識（根っこ）を育てる。 2. 気持ちの良い挨拶を自発的にできるようにする。 3. 自分のことは自分でできるようにする。
取り組み方針
<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭的な雰囲気の中で、大切にされる体験を積み、安心、安全な生活の居場所を作る。 2. 「おはよう、おやすみ」「ありがとう、ごめんなさい」など大人が子どもの見本となるように率先して行なう。 3. 生活に必要な知識や技術など、時には一緒に、時には子どもが一人で行なう体験を積み、自立への支援を行なう。

・ 第一分園（パインツリー）

取り組み目標
<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の変化や気持ちに気付けるよう普段から児童の様子をよく観察し察知する。 2. 低年齢児が多いので、低年齢児が過ごしやすい環境を整えていく。 3. 1年目の職員でも積極的な意見が出せるよう普段からコミュニケーションを大事にし、会議や引き継ぎで出た意見を真剣に考えていく。
取り組み方針
<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の変化見られる場合は、話し合いを行い、子どもたちの意見を丁寧に聴き取りながら寄り添った支援をしていく。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">2. 低年齢児が委縮せず、健やかに過ごしていけるよう遊ぶ時間を多く作る事を意識する。中高生が気を使わないよう配慮し、皆が輪になっていけるような環境づくりを行なっていく。3. チームとして機能していくために、職員間の対話を大事にして、リーダーの意見に囚われず自分の意見が出せるよう第一分園全体の雰囲気をよくしていく。 |
|--|

・第二分園（ツインリーフ松風）

取り組み目標

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 子どもの考えに耳を傾けつつ、間違っていることは間違っているときちんと伝える。2. 思い込みや当たり前に捉われず、子どもの変化にも柔軟に対応する。3. 子ども職員問わず気軽に相談ができる雰囲気作りに努める。4. 子どもの自立後を踏まえ生活に必要なスキルの定着を図る。 |
|--|

取り組み方針

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 子どもに迎合せず、毅然と伝える必要がある場面では真摯な姿勢で対応する。2. 子どもの観察や状況把握を丁寧に行い、多角的な視点を持って支援を行う。3. 失敗があっても責めるのではなく解決策に焦点を当てた話し合いを日頃から心掛ける。4. 洗濯、掃除、調理、金銭管理など、失敗も体験させながら丁寧に教えていく。 |
|--|

・第三分園（風のき）

取り組み目標

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 子どもの変化に気づき、様々な視点から子どもを見守る。2. 高齢児童との対話を大切にする。3. 意見を出し合える・統一した支援ができるチームを目指す。 |
|---|

取り組み方針

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 毎日の引継ぎやホーム会議では子どもの様子について話す時間に重きを置く。2. 高齢児童との対話の機会を増やし、自立に向けて一緒に考えていく。3. ホーム職員間のコミュニケーションを大切にする。意見を出し合って意思決定のできる会議を実施していく。 |
|--|

VII. 家庭支援事業計画

取り組み目標
1. 児童相談所と連携しながら児童、保護者の意向をくみ取り支援を行う。 2. 生い立ちの整理を個々に応じ進めていく。 3. 家庭復帰や退所ケースの児童、保護者が相談できるような窓口の役割を担う。
取り組み方針
1. 児童相談所と方向性を共有し、保護者の意向をくみ取りながら家族再統合に向けた取り組みを行う。 2. 生い立ちの整理を実施するにあたり家庭関係の再アセスメントを行い、情報の整理をする。 3. 児童、保護者との信頼関係を築き、家庭復帰や退所後に相談できる窓口の役割になれるように支援する。

VIII. 自立支援強化事業計画

取り組み目標
1. 児童とともに作る自立支援計画書作成を進める。 2. 先入観を持たず現状の問題に焦点をあてた、寄り添ったアフターケアをおこなう。 3. 複数体制による自立支援の強化・制度の周知活用を図る。
取り組み方針
1. 高校生には自立支援計画を児童担当と一緒に作成し、意見表明や主体性を持った計画書策定に取り組む。 2. アフターケアにおける現状を認識するため、アセスメント、ニーズの把握をおこない過去やプロセスに捉われない支援方針を決定・遂行していく。 3. 生活支援員とリービング委員会を主体にしながらリービングケア、インケアの強化と未来種まき委員会等の支援団体との協働をする。 会議を通じて制度や支援団体との学習会を設け、理解を深めながら活用できるようコーディネートする。

IX. 食生活支援事業計画

取り組み目標
1. 安心して豊かな生活ができるように、安全でおいしい食事提供を行う。 2. 発育状況に合わせた献立を作成し、健やかな成長や発達を促す。 3. 食事や団らんを通して、食への関心を育てる。 4. 食中毒・感染症拡大予防に努める。
取り組み方針
1. 新鮮な国産の食材を選び、行事食や旬の食材を取り入れた食事提供を実施する。 2. 年齢や体格に応じた栄養量を設定し、バランスのよい献立を作成する。 3. 健康的な食習慣を定着させ、礼儀作法や協調性を身につける。 4. 大量調理マニュアルに沿った衛生管理を実施する。

2024年 給与栄養目標量

2024/4/1

	エネルギー	タンパク質	脂質	Ca	Fe	レチノール	VB1	VB2	VC	食物繊維	食塩
最大値 16歳男	3290	123.4	91.1	800	10.0	900	1.5	1.7	100	19	7.5
最小値 7歳女	1437	35.9	39.9	550	5.5	400	0.8	0.9	60	10	4.5
基準値	2400	78	25%	1000	12.0	800	1.4	1.6	100	17	7.5

平均年齢 11.6歳 最大17歳 最小4歳

※Caは12～14歳男子最大値、Feは10～14歳女子最大値を設定

2024年 食料構成表

2024/4/1

	魚肉類	乳類	卵類	野菜類	海草	芋類	果実	米パン麺	豆類	油
基準値	210	250	50	300	10	100	70	310	50	15

X. 心理支援事業計画

取り組み目標
<ol style="list-style-type: none"> 1. 入所児童へのプレイセラピーやカウンセリング等、心理療法を実施する。 2. コンサルテーションを通して支援の質の向上を図る。 3. 職員や他機関との連携を充実させる。
取り組み方針
<ol style="list-style-type: none"> 1. ト라우マ的側面や発達の側面等、各々の児童の特性に合わせた心理ケアを行なう。 2. グループホームの定期訪問の際、また会議にて生活支援員と各々の児童が生活しやすい環境づくり、関わり方について丁寧なコンサルテーションを実施する。 3. 心理療法で得た情報やアセスメントを他職や児相心理、医師と共有し、各々の児童に寄り添った支援を共に検討していく。

XI. 看護支援事業計画

取り組み目標
<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・施設の衛生管理、健康管理を行ない、児童が心身ともに健やかに過ごせるよう支援していく。 2. 感染予防対策。 3. 治療的機能の充実、強化を目指す。
取り組み計画
<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童、生活支援職員など他職種とコミュニケーションを取り合い、児童の健康状態を把握する。必要時受診し、的確な医療が受けられるよう支援する（薬の管理、予防接種、体調不良児童の経過確認等）。 2. 施設内の消毒、必要物品の管理、児童・職員への情報提供、検便等の実施。

- | |
|--|
| 3. 医師、治療指導員、心理士、看護師を中心に行なっている専門機能会議に生活支援職員をはじめ他職にも参加を頂き、医療的かつ服薬管理についての相談が必要な児童や対応困難児童について共有や対応の相談を行なう。 |
|--|

XII. 委員会活動事業計画

<マニュアル委員会>

取り組み目標
1. マニュアルの質の向上、支援の統一を目的とし、リーダー層による現状に合わせたマニュアルの策定確認、訂正を行う。 2. 全体的に周知され使いやすいマニュアル作りを心掛ける。 3. 個人情報保護に関するマニュアルの再確認を行なう。
取り組み方針
1. 現行のマニュアルを時代に対応した使いやすいマニュアルにするため、マニュアルの確認を行い、随時内容の精査と改訂を行う。 2. 全体会議では変更のあるマニュアルの周知、各拠点ではマニュアルや運営予算の読み合わせを行う。 3. 個人情報保護に関する規約を再確認し、整備を行なう。

<広報・ボランティア委員会>

取り組み目標
1. 松風荘での生活や取り組み状況を発信し、地域の方や支援者との繋がりを大切にしていく。 2. 定期的な広報活動で情報の発信をし、施設の透明化を図る。 3. ボランティアと連携し、外部からの意見も積極的に取り入れていく。 4. 周年冊子の発行を検討する。
取り組み計画
1. 松風通信や SNS を通して情報を発信していく。支援者の把握をし、ホームページへの告知をしていく。AMAZON 欲しいものリストの管理をする。 2. ホームページや SNS は月に1度以上のペースで更新する。 3. 既存のボランティアの実態把握をし、意見を集約する。ボランティア同士の交流、意見交換会の検討をする。 4. 2025年に創立80周年となる為、周年冊子の発行を検討する。

<防災安全委員会>

取り組み目標
1. 防災訓練の実施 2. 自然災害BCPの見直し 3. 災害時の備蓄管理
取り組み計画
1. 月に一度避難訓練を実施。職員による初期消火訓練の徹底を行う。年2回 LINEWORKS を使用した、職

員の連絡網訓練を行う。
2. BCPを見直し、加筆・訂正を行う。災害時の避難経路や避難場所の見直し。
3. 定期的に災害食の期限チェックを行い、足りないものがあれば補充する。災害時に使用する発電機などの整備、避難梯子等の安全確認を行う。AED使用期限と保守契約が切れるため、新たにAEDを購入する。

<リーディングケア委員会>

取り組み目標
1. 性教育の実施 2. 学習環境の整備を進める 3. 地域交流・職業体験 4. 生い立ちの整理・ライフストーリーワークに関する専門性を高める
取り組み計画
1. 全児童に対して性教育を年に2回(夏・冬)実施。実施時期や内容についてはそれぞれの児童に合わせて検討をし、配慮が必要な児童については委員会内でも共有する。 2. 中学生・高校生対象に自立に向けた高齢児合宿を実施する。学習会の実施計画とO18サポートを活用した習い事等の整備を検討する。 3. 静岡県中小企業家同友会の中の「未来種まき委員会」と協働し、地域の経営者との繋がり作りや就業体験を行う。小学生や未就学児が楽しく仕事について体験を通して学べる機会を作る。 4. 委員会でライフストーリーワークについての学習会を行う。

<人材委員会>

取り組み目標
1. 途切れない人材育成を行う。 2. 職員への研修参加を促す。 3. 実習生の育成を行う。
取り組み計画
1. 新任職員から中堅・ベテラン層まで途切れない人材育成を行うため、個人別研修計画を経験年数の異なる職員と協働しながら作成し、個々の養育スキル向上を目指す。また、経験年数別会議を通じて同じ階層での共通認識を強化する。 2. 内規規定に基づき、SDSを通じて職員の知識を高める。施設として求める研修を提示しながら、個々の課題改善に繋がるような研修参加を勧める。 3. 次世代の職員育成を養成するため、広く実習生の受け入れを行う。